

座間味村ふるさと寄附条例

平成20年9月10日

条例第11号

(目的)

第1条 この条例は、座間味村を愛し、応援しようとする個人から広く寄附金を募り、これを財源として各種事業を実施することにより、寄附者の座間味村に対する思いを実現し、多様な人々の参画による個性豊かな活力ある村づくりに資することを目的とする。

(事業の区分)

第2条 この条例に基づき寄附された寄附金（以下「寄附金」という。）を財源として実施する事業は、次に掲げるとおりとする。

- (1) ラムサール条約に指定された海域などの豊かな自然環境を次世代に残す為に、サンゴの保全・森林の保護、村内集落の美化活動を推進する事業
- (2) 次世代を担う子供達を健全に育成する為に、地域間交流や国際理解・循環・平和などの教育を行う事業
- (3) 住民が健康で安心した生活を送る為に、医療の推進と介護や福祉の充実を図る事業
- (4) 住民の豊かな暮らしを支える為に、生活環境の整備や産業振興を図る事業
- (5) その他目的達成の為に村長が必要と認める事業

(寄附金の指定等)

第3条 寄附者は、前条各号に規定する事業のうち、自らの寄附金を財源として実施する事業をあらかじめ指定できるものとする。

2 寄附者が前項に規定する指定をしなかったときは、前条第5号の事業の指定があったものとみなす。

(寄附金の管理運用)

第4条 寄附金は、基金により管理し、運用するものとする。

2 前項の規定にかかわらず、村長は、必要があると認めるときは、寄附金を基金として積み立てることなく、必要な財源に充てることができる。

(適用除外)

第5条 寄附金以外の寄附については、この条例の規定は適用しない。

(基金の管理)

第6条 基金に属する現金は、金融機関への預金その他最も確実かつ有利な方法により保管しなければならない。

(運用状況の公表)

第7条 村長は、毎年1回、この条例の運用状況について公表しなければならない。

(委任)

第8条 この条例の施行に関し必要な事項は、規則で定める。

附則

この条例は、公布の日から施行する。